

## 関税率表解説改正

新	旧
<b>第 41 類</b> <b>原皮(毛皮を除く。)及び革</b>	<b>第 41 類</b> <b>原皮(毛皮を除く。)及び革</b>

注

1 この類には、次の物品を含まない。

( a ) ~ ( b ) (省 略)

( c ) 毛が付いている獸皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第43類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリーやぎを含む。)、シャモア、ガゼル、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。

(省 略)

注

1 この類には、次の物品を含まない。

( a ) ~ ( b ) (省 略)

( c ) 毛が付いている獸皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第43類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリーやぎを含む。)、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。

(省 略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>41.03 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パートメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の（b）又は（c）の規定により除かれているものを含まない。）            （削除）</p> <p>4103.20 - 爬（は）虫類のもの            4103.30 - 豚のもの            4103.90 - その他のもの</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（A）（省略）            （B）脱毛していない原皮は下記の動物のものに限る。</p> <p>（1）やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ、チベットやぎを除く。）            （2）豚（ペカリーやを含む。）            （3）<u>シャモア、ガゼル及びラクダ（ヒトコブラクダを含む。）</u>            （4）となかい及びしか            （5）犬</p> <p>（省略）</p>	<p>41.03 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パートメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の（b）又は（c）の規定により除かれているものを含まない。）  <u>4103.10 - やぎのもの</u>            4103.20 - 爬（は）虫類のもの            4103.30 - 豚のもの            4103.90 - その他のもの</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（A）（省略）            （B）脱毛していない原皮は下記の動物のものに限る。</p> <p>（1）やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）を含む。            （2）豚（ペカリーやを含む。）            （3）<u>シャモア及びガゼル</u>            （4）となかい及びしか            （5）犬</p> <p>（省略）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>41.06 その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、やぎのなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</p> <p>羊革とやぎ革の相違点は、41.05項の解説に掲げられている。</p> <p>また、やぎ皮もみょうばんなめしされる場合がある（この類の総説参照）。</p> <p>また、この項には、41.04項及び41.05項の皮と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていないものを含む（この類の総説参照）。</p> <p>したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、<u>らくだ</u>（ヒトコブラクダを含む。）、かば、犬及び魚又は海棲哺（かいせいほ）乳類の革を含む。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>41.06 その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、やぎのなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</p> <p>羊革とやぎ革の相違点は、41.05項の解説に掲げられている。</p> <p>また、やぎ皮もみょうばんなめしされる場合がある（この類の総説参照）。</p> <p>また、この項には、41.04項及び41.05項の皮と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていないものを含む（この類の総説参照）。</p> <p>したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、<u>らくだ</u>、かば、犬及び魚又は海棲哺（かいせいほ）乳類の革を含む。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>41.13 その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、やぎの革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</p> <p>羊革とやぎ革の相違点は、41.12項の解説に掲げられている。</p> <p>また、やぎ皮もみょうばんなめしされることがある（この類の総説参照）。</p> <p>また、この項には、41.07項及び41.12項の革と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていない皮から生産された革を含む（この類の総説参照）。</p> <p>したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、<u>らくだ</u>（ヒトコブラクダを含む。）、かば、犬及び魚又は海棲哺（かいせいほ）乳類の革を含む（41.14項のものを除く）。</p> <p>商取引上“doeskin”として知られている革（スプリットした羊皮から製造された洗うことのできる革でホルムアルデヒド又は油でなめしたもの）は含まない（41.12項又は41.14項）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>41.13 その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、やぎの革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとする。）を含む（この類の総説参照）。</p> <p>羊革とやぎ革の相違点は、41.12項の解説に掲げられている。</p> <p>また、やぎ皮もみょうばんなめしされることがある（この類の総説参照）。</p> <p>また、この項には、41.07項及び41.12項の革と同じ工程を経た、これらの項に掲げられなかった全ての動物の毛が付いていない皮から生産された革を含む（この類の総説参照）。</p> <p>したがって、この項には、例えば、豚、爬（は）虫類（トカゲ、蛇、クロコダイル等）、レイヨウ、カンガルー、しか、シャモア、となかい、へらじか、象、<u>らくだ</u>、かば、犬及び魚又は海棲哺（かいせいほ）乳類の革を含む（41.14項のものを除く）。</p> <p>商取引上“doeskin”として知られている革（スプリットした羊皮から製造された洗うことのできる革でホルムアルデヒド又は油でなめしたもの）は含まない（41.12項又は41.14項）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p><u>42.04 機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含む。</u></p> <p><u>(1) 機械類に使用する伝動用又はコンベヤ用のベルチング（組んだものを含む。）：断面の形状を問わないものとし、ベルトに仕上げたものであるか一定の長さのものであるかを問わない。革製の平ベルチングは選んだ革を結合させたストリップより構成され、端と端とをつなぎ合わせるものである。丸ベルチングは通常ストリップより製造され、巻いて断面が丸くなるようにつなぎ合わせたものである。</u></p> <p><u>機械とともに提示される伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、当該機械用に設計されているものは、実際に機械に取り付けてあるかないかを問わず当該機械の属する項に属する（例えば、16部）。</u></p> <p><u>(2) コンベヤ用のバケツ状容器</u></p> <p><u>(3) ラグストラップ、ピッカー、コーミングレザー、針布用の革、ヘルドストラップその他の纖維機械用の革製品（ただし、針布の針付きのもの（84.48）を除く。）</u></p> <p><u>(4) ギヤ、ガスケット、ワッシャー、バルブ用レザー、ポンプ又はプレス用のレザー、印刷プレス用の革穂口ーラー及び選別機等に使用する穴のあいた革</u></p> <p><u>(5) 生皮製ハンマー</u></p> <p><u>(6) ガスマーテー用隔膜その他90類の機器類の革製部分品</u></p> <p><u>(7) 革製のチューブ及びホースパイピング</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p><u>この項には、この類の前項までの各項に該当せず、また、この表の他の類に該当しない革又はコンポジションレザ - の製品を含む。</u></p> <p><u>この項には、以下の機械用その他の技術的用途に供する種類の製品を含む。</u></p> <p><u>( 1 ) 機械類に使用する伝動用又はコンベヤ用のベルチング (組んだものを含む。) : 断面の形状を問わないものとし、ベルトに仕上げたものであるか一定の長さのものであるかを問わない。革製の平ベルチングは選別した革を結合させたストリップより構成され、端と端とをつなぎ合わせるものである。丸ベルチングは通常ストリップより製造され、巻いて断面が丸くなるようにつなぎ合わせたものである。また、コンベヤ用のバケツ状容器も含まれる。</u></p> <p><u>機械とともに提示される伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、当該機械用に設計されているものは、実際に機械に取り付けてあるかないかを問わず当該機械の属する項に属する (例えば16部)。</u></p> <p><u>( 2 ) ラグストラップ、ピッカー、コーミングレザー、針布用の革 (ただし、針布の針付のもの (84.48) を除く)、ヘルドストラップその他の纖維機械用の革製品、ギヤ、ガスケット、ワッシャー、バルブ用レザー、ポンプ又はプレス用のレザー、印刷プレス用の革穀口ーラー、選別機等に使用する穴のあいた革、生皮製ハンマー、ガスマーター用隔膜その他90類の機器類の革製部分品、革製のチューブ及びホースパイピング</u></p> <p><u>この項には、また、次の物品を含む。</u></p> <p>手荷物用のラベル、かみそり用革砥、靴ひも、小荷物運搬用ハンドル、トランク、スーツケース等のコーナー補強材、詰物をしていないプフケース (詰物をしたものは、94.04項に属する。)、<u>一般用のひも (42.01項の物品を除く。)</u>、子供用又は大人用の馬具、長尺の革製のウェルト、革製のマット (42.01項に属するくら敷きを含まない。)、ブックカバー、ブロッティングパッド、革製又はやぎ皮製の水入れその他の容器 (全部又は大部分を革若しくはコンポジションレザーで被覆したものを含む。) で42.02項に掲げる物品に類似していないもの、<u>矯正器の部分品</u>、革で被覆したバッкл、留め金その他これらに類するもの、かさ、パラソル又はつえ用のケース、ふさその他これらに類するもの、刀剣用のつかぶさ、シャモア仕上げをした革でふちをぎざぎざに切ったもの又は縫い合わせたもの (ただし、シャモア仕上げをした革で、例えば、ダスター用として特定の形に切ってないもの又はふちをぎざぎざに切ってないものは41.14項に属する。)、鹿皮で被覆した爪磨ぎ、革製又はコンポジションレザー製の物品 (例えば、衣類) 用として特定の形状に切った片で、他の項に該当</p>	<p>42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p><u>この項には、この類の前項までの各項に該当せず、また、この表の他の類に該当しない革又はコンポジションレザ - の製品を含む。</u></p> <p><u>この項には、特に次の物品を含む。</u></p> <p>手荷物用のラベル、かみそり用革砥、靴ひも、小荷物運搬用ハンドル、トランク、スーツケース等のコーナー補強材、詰物をしていないプフケース (詰物をしたものは、94.04項に属する。)、<u>一般用のひも (42.01項又は42.04項の物品を除く。)</u>、子供用又は大人用の馬具、長尺の革製のウェルト、革製のマット (42.01項に属するくら敷きを含まない。)、ブックカバー、ブロッティングパッド、革製又はやぎ皮製の水入れその他の容器 (全部又は大部分を革若しくはコンポジションレザーで被覆したものを含む。) で42.02項に掲げる物品に類似していないもの、<u>腕輪の部分品</u>、革で被覆したバッカル、留め金その他これらに類するもの、かさ、パラソル又はつえ用のケース、ふさその他これらに類するもの、刀剣用のつかぶさ、シャモア仕上げをした革でふちをぎざぎざに切ったもの又は縫い合わせたもの (ただし、シャモア仕上げをした革で、例えば、ダスター用として特定の形に切ってないもの又はふちをぎざぎざに切ってないものは41.14項に属する。)、鹿皮で被覆した爪磨ぎ、革製又はコンポジションレザー製の物品 (例えば、衣類) 用として特定の形状に切った片で、他の項</p>

関税率表解説改正

新	旧
しないもの。 (省略)	に該当しないもの。 (省略)
42.06 腸、ゴールドピータースキン、ぼうこう又は腱(けん)の製品 (削除) (削除) (省略)	42.06 腸、ゴールドピータースキン、ぼうこう又は腱(けん)の製品 <u>4206.10 - カットガット</u> <u>4206.90 - その他のもの</u> (省略)

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。）</p> <p>4301.10 - ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.30 - 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクリ羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.60 - きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。） (削除)</p> <p>4301.80 - その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.90 - 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの この項には、41.01項から41.03項までに属する次の動物から製造した物品を除き、毛が付いている獸皮でなめし又は仕上げてない物品を含む。 (a) ~ (e) (省略) (f) シャモア、ガゼル及びらくだ（ヒトコブラクダを含む。） (g) ~ (h) (省略) (省略)</p>	<p>43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。）</p> <p>4301.10 - ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.30 - 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクリ羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.60 - きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.70 - あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.80 - その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいかを問わない。）</p> <p>4301.90 - 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの この項には、41.01項から41.03項までに属する次の動物から製造した物品を除き、毛が付いている獸皮でなめし又は仕上げてない物品を含む。 (a) ~ (e) (省略) (f) シャモア及びガゼル (g) ~ (h) (省略) (省略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、 第43.03項のものを除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;">- 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>4302.11 - - ミンクのもの (削除)</p> <p>4302.19 - - その他のもの</p> <p>4302.20 - 頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの</p> <p>4302.30 - 全形のもの及び切片で、組み合わせたもの (省略)</p>	<p>43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、 第43.03項のものを除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;">- 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>4302.11 - - ミンクのもの</p> <p><u>4302.13 - - 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）</u></p> <p>4302.19 - - その他のもの</p> <p>4302.20 - 頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの</p> <p>4302.30 - 全形のもの及び切片で、組み合わせたもの (省略)</p>